

## 市会案第8号

小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部改正について

小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和7年12月18日 提出

提出者 小浜市議会議員 藤田 靖人

賛成者 小浜市議会議員 東野 浩和

賛成者 小浜市議会議員 下中 雅之

小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

第1条 小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（平成20年小浜市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第3条中「条例」の次に「（昭和31年小浜市条例第20号。以下「特別職給与条例」という。）」を加える。

第4条第2項中「100分の172.5」を「100分の177.5」に改める。

附則第2項中「小浜市特別職の職員の給与および費用弁償に関する条例（昭和31年小浜市条例第20号）」を「特別職給与条例」に改める。

第2条 小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の一部を次のように改正する。

第4条第2項中「100分の177.5」を「100分の175」に改める。

附 則

（施行期日等）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条の規定は、令和8年4月1日から施行する。

2 第1条の規定による改正後的小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例（次条において「改正後の議員報酬条例」という。）の規定は、令和7年12月1日から適用する。

（期末手当の内扱）

第2条 改正後の議員報酬条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の小浜市議会議員の議員報酬および費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の議員報酬条例の規定による期末手当の内扱とみなす。